

入札説明書

兵庫県立こども病院（以下「こども病院」という。）における一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、関係法令、病院局会計規程（兵庫県病院局管理規程第17号、以下「規程」という。）に定めるもののほか、この説明書によるものとする。

入札に参加しようとする者はこの説明内容を十分把握し、指示内容に従うこと。

1 公告日

令和8年1月16日（金）（公告内容 別添のとおり）

2 入札に付する事項

- (1) 件名 感染性・非感染性廃棄物収集運搬・処理業務
- (2) 感染性・非感染性廃棄物収集運搬・処理業務 一式
- (3) 履行場所
兵庫県立こども病院
- (4) 履行期間
令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
- (5) 仕様書
別添のとおり

3 入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、公告に示したとおり、次に掲げる要件を全て満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に業務を希望業種として登録されている者、又は登録されていない者で入札書の受領期限までに物品関係入札参加資格者として認定されたものであること。
- (2) 上記(1)の名簿に「産業廃棄物処理」を希望業種として登録されている者で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条の4に規定する特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物）収集運搬許可（当院所在地及び当該廃棄物搬入先所在地の許可）及び特別管理産業廃棄物（感染性）処分許可を有し、管理体制の整った者であること。
なお、いずれか一方の許可しか受けていない者は、他方の許可を受けている者との業務連携を行っていること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (4) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、和議法（大正11年法律第72号）に基づく和議開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 過去5年以内に、日本国内にある一般許可病床290床以上の病院で、1年以上の本業務の業務実績がある者であること。

4 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

5 調達事務担当課

この調達に関する事務については、下記の課が担当する。

兵庫県立こども病院 総務部 経理課

〒650-0047 神戸市中央区港島南町1丁目6-7

TEL 078-945-7300 内線 24105

E-mail: kodomo_hos@pref.hyogo.lg.jp

契約条項を示す場所及び日時

兵庫県立こども病院 3階 総務事務室入口

令和8年1月16日（金）から令和8年1月30日（金）まで（土曜日、日曜日を除く。）

毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

上記のほか、県公報及び兵庫県立こども病院ホームページに掲載する。

（ホームページURL: <https://www.hyogo-kodomo-hosp.com/>）

6 入札参加の申し込み

（1）提出書類

ア 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書

イ 県が物品関係入札参加資格者として登録時に送付した「物品関係入札参加資格審査結果通知書」の写し

ウ 物品関係入札参加資格申請中の者については、イに代えて物品関係入札参加資格審査申請書の写し及び到達確認通知

エ 上記3の(6)に掲げる内容を証明するための書類として次のもの

① 感染性・非感染性廃棄物収集運搬・処理業務実績調書

② ①に記載の実績が確認できる契約書の写し

③ 直近の会社概要（資本金、年間売上高、従業員数等が記載されたもの、直近の決算報告書）

オ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条の4に規定する特別管理産業廃棄物（感染性）収集運搬業許可（当病院所在地及び当該廃棄物の搬入先所在地の許可）及び特別管理産業廃棄物（感染性）処分業許可の写し

なお、いずれか一方の許可しか受けていない者は、他方の許可を受けている者と業務提携を行っている者の許可の写し

（2）申込場所

調達事務担当課

（3）受付期間

令和8年1月16日（金）から令和8年1月30日（金）まで（土曜日、日曜日を除く。）

毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

（4）入札参加資格の確認

ア 一般競争入札参加資格の確認基準日は、前記(3)の最終日とする。

イ 入札参加申込者の一般競争入札参加資格の有無については、提出のあった申込書及び関係書類に基づいて確認し、その結果を令和8年2月6日（金）までに入札参加申込者に電子メールで通知する。

ウ 前号により入札参加資格がないと認められた者は、契約担当者に対して入札参加資格がないと認めた理由について、次に従い文書（様式任意）により説明を求めることができる。

① 提出期限

一般競争入札参加資格確認通知書に記載する。

② 提出場所

5と同じ。

③ その他

文書は、持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

7 仕様書等に関する質問

（1）入札説明書、仕様書等交付書類に関して疑問がある場合は、次により電子メール又は文書（様式任意）で質問すること。電子メールで質問した場合は、その旨を電話にて連絡すること。

ア 受付期間

令和8年1月16日（金）から令和8年2月19日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 受付場所

前記5と同じ。

（2）回答書

令和8年2月27日（金）までに全ての入札参加申込者に電子メールで連絡する。

8 入札、開札の場所及び日時

(1) 場所

兵庫県立こども病院 3階 総務部前会議室

(2) 日時

令和8年3月6日（金）午前10時00分

(3) 前記6(4)イの一般競争入札参加確認通知書の写しを当日持参すること。

9 入札書の提出方法

入札書は、入札日時に入札箱に投入すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（令和14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札の場合は、二重封筒とし、入札書を中封筒に入れて密封の上、中封筒の封皮にそれぞれ「初度札」・「再度入札（2回目）」・「入札辞退書」（当初又は途中で辞退する場合、様式任意）の区別を記入し、令和8年3月5日（木）午後5時までに前記5の場所に着くように送付すること。

ただし、名簿に登録されていない者で前記3(1)のただし書きの申請を行った者が、資格審査の終了前に入札書を提出した場合は、その者が入札時において政令第167条の5第1項に規定する入札参加に必要な資格を有すると認められなければ受理できない。

10 入札書の作成方法

(1) 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表示すること。

(2) 入札書は所定の別紙様式によること。

(3) 入札書の記載に当たっては、次の点に留意すること。

ア 年月日は、入札書の提出日とする。

イ 入札者の氏名及び押印は、法人にあっては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とし、また、印鑑は県に届出のものとする。

ウ 代理人が入札する場合は、入札者の氏名の表示並びに当該代理人の氏名及び押印があること。なお、この場合にあっては、入札開始前に委任状（様式別紙）を記名押印の上、入札執行者に提出すること。

エ 外国業者にあって押印が必要のあるものについては、署名をもって代えることができる。

(4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。万一誤って記載したときは、新しい入札書を使用すること。

(5) 入札執行回数は、2回を限度とする。

(6) 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回することはできない。

(7) 本件の入札公告（以下「本公告」という。）に示す入札手続き等を十分承知の上入札すること。

(8) 入札金額についての注意事項は次のとおり。

ア 入札書の内訳に各単価を記入し、その合計額が3年間の見込額となるので、入札金額の欄に、記入すること。

イ 業務委託契約の際には、入札時に記入された単価により単価契約を締結する。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の110）の100分の5以上の額の入札保証金を令和8年3月4日（水）午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。なお、規程第78条第1項第3号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除することがある。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。なお、規程第95条第1項第3号に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

1.2 開札

開札は、入札執行後直ちに、入札者又はその代理人を立ち会わせて行い、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

1.3 無効とする入札

- (1) 前記3の一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 一般競争入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において資格制限期間中にある者、指名停止中である者等前記3に掲げる一般競争入札参加資格のない者のした入札は無効とする。
- (3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取消す。

1.4 落札者の決定方法

- (1) 一般競争入札参加資格があると確認されたもので、規程第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定する。なお、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。
- (3) 再度の入札をしても、落札者がないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約による。

1.5 入札に関する条件

入札参加者は、本件の入札公告で示す入札に関する条件を十分承知のうえ入札すること。

1.6 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

1.7 契約書の作成

- (1) 契約書は落札者が暴力団でないこと等の誓約書の提出があった後交付するので、落札者は落札決定後直ちに当該誓約書を提出すること。
- (2) 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、令和8年4月1日（水）までに契約担当者に提出しなければならない。ただし、この期間は、契約担当者の承諾を得て延長されることがある。
- (3) 前号の期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことになる。
- (4) 契約書は2通作成し、双方各1通保有する。
- (5) 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。
- (6) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

1.8 その他注意事項

- (1) 申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、県の指名停止基準により指名停止される。
- (2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。
- (3) 供給者（本件の入札公告に係る物品等の提供を行った者及び行うことが可能であった者をいう。）は、調達手続のいずれの段階であっても、「政府調達に関する協定」等の規定に反する形で調達が行われたと判断する場合には、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に、書面により、兵庫県入札監視委員会へ苦情を申し立てることができる。